

青森県若年性認知症 総合支援センターとは

若年性認知症に関する相談窓口です。

若年性認知症の専門的知識や支援経験を有する「若年性認知症支援コーディネーター」が、若年性認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する関係機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等からの各種相談をお受けします。

また、相談内容に応じて職場や産業医、福祉サービスの事業所や当事者団体、市町村等と連携し、若年性認知症の方が自分らしい生活を継続できるような支援を行います。

青森県若年性認知症 総合支援センター



〒039-1101 青森県八戸市尻内町島田13-1



若年性 認知症 総合支援 センター

青森県

本事業は公益財団法人 ころすこやか財団が
青森県の委託を受け実施しています

若年性認知症とは

若年性認知症とは、65歳未満で発症した認知症のことです。

仕事・家事・子育てのキーパーソン世代に発症するものであり、高齢者の認知症とは異なる課題を抱えています。

また、配偶者が主介護者になることが多く、身体的にも、経済的にも大きな負担が強いられることが考えられます。



こんなことにお困りではありませんか？

認知症が疑われるので病院受診したいが、どこに行ったらいいのかわからない

学費？
ローン返済？
どうしたらいいかわからない

診断を受けたが、
どうしたらいいのかわからない

介護の負担が大きい

居場所が欲しい

認知症でも仕事を続けたい
働く場所が欲しい

気軽に

若年性認知症支援 コーディネーター

に相談してください

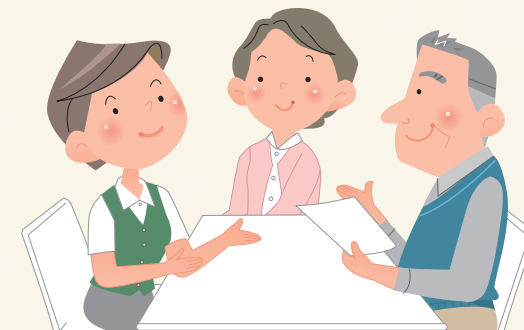


相談内容に応じて、助言・支援を行います

- 専門医療に関すること
- 利用できる制度・サービスに関すること
- 介護に関すること など

他の相談機関との連絡・調整を行います

- 就労の継続
- 介護・福祉サービスの利用
- 年金申請・ハローワークの利用 など



まずは電話・メールでご相談ください。
相談内容に応じ来所等による対面相談、
他の相談機関への同行相談等を行います。

相談対象者

- 青森県内にお住まいの本人・家族
- 若年性認知症の方が利用する関係機関及び若年性認知症の方を雇用する企業等
- ▶若年性認知症の方やその家族に関わっている方であればどなたでも相談できます
- ▶県内どこからでも相談できます

相談料

無料 (通信料は相談者の負担となります)

①電話相談: TEL 0178-38-1360

受付時間: 月曜日から木曜日 9:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

②メール相談: jakunen@kokorosukoyaka.org

